

丁韞良『万国公法』の翻訳手法

— 漢訳『万国公法』1巻を素材として —

周 圓*

- I はじめに
- II 漢訳の底本と「翻訳」作業の協力者
- III 翻訳の手法と傾向
- IV おわりに

I はじめに

『万国公法』（北京、1864¹⁾）は、中国で刊行された最初の国際法訳書であり、その後日本、朝鮮、さらにベトナム、モンゴルなど周辺国にも伝わり²⁾、広く読まれたことによって、中国のみならず東アジア全域における近代国際法の受容に重要な役割を果たした。ホイートンの原書『国際法原理 (*Elements of International Law*)』（初版 Philadelphia, 1836）に、国際法上の諸原則や慣習、西洋各国の政治状況などの情報が含まれていたことも当時の東アジア世界の読者にとって極めて大きな衝撃を与えたことは言うまでもないが、この内容を西洋の言語から、

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第10巻第2号 2011年7月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程

- 1) 当時の中国では太陰暦が使われていた。そのため、太陽暦を用いる現在の西暦に当てはめるならば、漢訳『万国公法』の刊行時期は1865年初頭と記述することが適切である。しかし、本稿においては、混乱を避けるため、先行研究における慣習に従い1864年刊行としておく。これ以降の中国に関する歴史的事象の西暦表記についても同様である。
- 2) ベトナムとモンゴルにおける漢訳『万国公法』の伝播について、それぞれ、武山真行「ベトナム版『万国公法』— 植民地化進行過程下での翻刻 —」、『法学新報』109巻5-6号（2003年）、橘誠「モンゴル語訳『万国公法』について」、『内陸アジア史研究』21号（2006年）参照。

語彙や文法が全く異なる東洋の言語に書き換え、歴史文化社会思想のまったく異なる東洋の人々に伝える試みそれ自体も、近代アジア史及び国際法史において、極めて高い研究価値を持っていると言えよう。その試みの最初の結晶たる漢訳『万国公法』は、その後の東アジア各国における政治・法律方面の翻訳作業に用語と手法とを提供することを通じ、多大な影響を及ぼした。

『万国公法』の翻訳をめぐる諸問題についての研究は、日中韓の3か国において長年にわたって行われてきたが、その中でも質、量ともに豊富な研究成果を生み出してきたのは日本の研究者たちであった。日本の国際法研究者たちの間では、早くから漢訳『万国公法』が日本における国際法の受容過程を解明する重要な素材として考えられてきた³⁾。そうした観点からの考察の結果、丁韞良⁴⁾が完成させた漢訳『万国公法』は、原書の『国際法原理』と比較して、自然法の要素をいっそう強調しているという評価が、通説として確立されるに至った⁵⁾。他方、文献学の見地から、漢訳『万国公法』において作り出された熟語表現と語彙が、近代日本語にもたらした影響について着目した研究もなされている⁶⁾。

こうした日本の状況と比べ、中国では、漢訳『万国公法』が刊行された経緯及びそれが中国社会にもたらした影響に関する歴史的研究は数多く存在するものの、訳書あるいは翻訳作業自体に関する分析は未だ十分になされているとは言い難いのが現状である。決して多いとはいえない訳書自体に関心を寄せる研究者についても、そのほとんどが、丁韞良により訳された法律・政治分野の専門的概念と用

3) この問題について言及した初期の研究として、吉野作造「明治初期政治学関係文献概目」、『国家学会雑誌』39巻12号(1925年)、「明治初期政治学関係文献解題(一)」、『国家学会雑誌』40巻4号(1926年)などがある。また、近代日本における国際法の受容をめぐる研究の学説史に関して、詳しくは韓相熙「19世紀東アジアにおけるヨーロッパ国際法の受容(一)——日本の学者たちの研究を中心に——」、『法政研究』74巻1号(2007年)参照。

4) William Alexander Parsons Martin (1827-1916). その詳しい生涯について、周圓「丁韞良の生涯と『万国公法』漢訳の史的背景」、『一橋法学』9巻3号(2010年)参照。ちなみに、後出する「マーチン」も同じ人物を指している。

5) このような考えは、吉野により提示され、その後大平善悟や住吉良人などの論述により確立するに至った。これらを含んだ学説史的発展について、詳しくは韓、前掲論文参照。

6) 例えば、松井利彦「漢訳『万国公法』の熟字と近代日本漢語(近代語の研究)」、『国語と国文学』62巻5号(1985年)などがある。

語に注目し、それらが中国で受容されていく過程を研究の対象としている⁷⁾。韓国はといえば、近年になって、漢訳『万国公法』が近代の法律用語の翻訳に及ぼした大きな影響について国際法学と中国文学の研究者が注目し始めており、訳語に関して、儒教の経典、そして現代の日中韓の3か国で使われている法律用語と比較する研究例が見られる⁸⁾。

一方、このように漢訳『万国公法』にある法律・政治分野の専門概念と用語の創出と受容を主な対象としてきた研究とは別に、日本では、『万国公法』の翻訳手法それ自体を巡る考察も一定の成果を挙げてきている。まず、1970年代初頭、国際法学者である住吉良人は、漢訳・和訳比較紹介の目的で、ホイートンの原書 *Elements of International Law* と丁韞良の漢訳『万国公法』及び瓜生三寅の手になる和訳『交道起源 一名万国公法』のテキストを引用し、瓜生の和訳を中心として、丁韞良の漢訳と比較し、それぞれの特徴を論じている。瓜生の翻訳が原書の1部1章の部分に限られていたため、住吉による比較紹介も同じ箇所限定されてはいるが、そこでは、丁韞良の漢訳をして「翻訳というよりむしろ説明的解釈というべきもの」だと評し、また訳者本人について「異常とも思える性法〔引用者注：自然法〕強調の傾向」があるとされている⁹⁾。丁韞良の訳書に自然法への志向が強く現れていると唱える住吉のこの見解は、前述した、日本の国際法学

7) 例として、熊月之〈晚清几个政治词汇的翻译与使用〉、《史林》1999年1期、周兰菊〈翻译与西方法律文化在中国的传播〉、《山东师大外国语学院学报》2000年4期、陶静〈中国近代法学用语翻译〉、《安徽农业大学学报(社会科学版)》11卷2期(2002年)、赵明〈近代中国对“权利”概念的接纳〉、《现代法学》24卷1期(2002年)、申卫星〈溯源求本道“权利”〉、《法制与社会发展》2006年5期、など。なお、中国における国際法の受容をめぐる研究の発展と現状についての日本語文献としては、韓「19世紀東アジアにおけるヨーロッパ国際法の受容(二)——中国の学者達の研究を中心に——」、『法政研究』74巻2号(2007年)がある。

8) これらの研究の中心的人物として、李根寛、ユン・ヨンドなどの研究者が挙げられる。なお、本稿におけるこれら韓文による研究成果は、主に、韓相熙「19世紀東アジアにおけるヨーロッパ国際法の受容(三)——韓国の学者達の研究を中心に——」、『法政研究』74巻3号(2007年)に基づいている。

9) 住吉良人「資料紹介：Henry Wheaton, *Elements of International Law*, 1836./丁韞良(W. A. P. Martin) 万国公法 一卷(同治三年 1864年)/瓜生三寅 交道起源 一名万国公法全書 一号(慶応四年 1867年)」、『法律論叢』第44巻2-3号(明治大学法律研究所、1970年)、232頁。

界における漢訳『万国公法』の全体的傾向に関する評価を裏付けるものである。というよりもむしろ、このころすでに吉野作造や大平善梧によって提示されていた国際法学上の評価が、このような漢訳『万国公法』の訳語と翻訳手法に対する分析を有力な論拠として、一般的な通説へと発展させたともみることのできるだろう¹⁰⁾。

住吉の論文が発表された後、1970年代の末にも国際法学者の田岡良一と伊藤不二男がそれぞれ著作の中で、『万国公法』の翻訳手法について触れている。どちらもこの点を主要な課題とする論述ではないが、田岡が「マーチンの翻訳は、原著の字句に拘泥しないで、その精神を汲んでこれを漢文で伝えるという主義の下で書かれたものであり、原著の忠実な訳とはいえない」としており¹¹⁾、伊藤も『万国公法』の漢訳は「ウィートン（恵頓）の膨大な原典をその本文に忠実に従って逐字的に訳したのではなく、あらかじめその大意をとらえて簡略に漢文に書き直したともいうべきもの」であるとの認識を示し¹²⁾、両者の意見は一致していた。こうして、『万国公法』は原書『国際法原理』の大意のみを漢訳したものであるという見解も、漢訳『万国公法』をめぐるもう一つの国際法学界における通説として定着することとなった。

さらに、1990年代初頭出版された翻訳学の基本テキストとも言える『日本近代思想大系 15 翻訳の思想』の中では、明治初期の翻訳の例として、重野安繹の訳述による『和訳万国公法』の1巻2章が、ホイートンの原書と丁臚良漢訳の同じ箇所とともに紹介されている¹³⁾。そこでは、原文テキストに注が加えられ、日本文学者ジャン・ジャン（張嘉寧）の手による文献解題と解説も付され

10) 住吉は後に「明治初期における国際法の導入」、『国際法外交雑誌』71巻5-6号（1973年）において、丁臚良の漢訳『万国公法』に現れた自然法への志向が明治初期の日本における国際法受容にもたらした影響について、それまでの自説に若干の修正を加えている。しかし、修正の対象は、両者の間の因果関係をめぐる見解であり、漢訳『万国公法』の傾向性自体に関する認識ではなかった。もっとも、そもそも住吉を含む日本の研究者が最も関心を有していたのは、国際法が如何なる形式をもって日本に受容されたかという問題であり、漢訳そのものではなかったという点に留意すべきだろう。

11) 田岡良一「西周助『万国公法』」、『国際法外交雑誌』71巻1号（1972年）、4頁。

12) 伊藤不二男「国際法」、野田良之・碧海純一編集『近代日本思想体系7 近代日本法思想史』（有斐閣、1979年）、464頁。

13) 重野の和訳は原書の1部1章と2章の部分に当たる。

ている¹⁴⁾。これらの短い文章の中で、ジャンは、『万国公法』の漢訳をめぐる諸問題の全体像を簡明に説明しているのみならず、丁韞良の漢訳について、原書の1部2章に当たる部分の和訳版とを対比させて、中国人読者の理解を考慮し原文を部分的要約・削除した箇所があること、訳文に多少の問題点があることを認めつつも、「漢訳『万国公法』は、かなりの程度まで原典に従って忠実に訳出された」として高い評価を与えている¹⁵⁾。

ところで、ここからも分かるように、当時の日本には、ホイートン『国際法原理』の訳書が数種類も存在していた。住吉良人によると、1865年京都で刊行された漢訳『万国公法』の翻刻版はもとより、丁韞良の漢訳を和文に転訳した書物が少なくとも4点、さらに漢訳を媒介とせず直接英文の原書から和訳したのも2点が挙げられている¹⁶⁾。加えて、西周助(西周)がオランダの国際法学者フィッセルリングの講義内容を和文で記した『和蘭畢洒林氏万国公法』(1868年)やアメリカの国際法学者ウールジーの著作の和訳であり、漢字圏で初めて「国際法」の訳語を使用したことで知られている箕作麟祥の『国際法 一名万国公法』(1873-75年)など、『国際法原理』以外を対象とする国際法関係の訳書も多数存在していた。人口に膾炙した、坂本龍馬の『万国公法』をめぐるエピソードに端的に示されているように、幕末期から明治初頭にかけては、国際法が人々の関心を強く惹きつけた時代であり、これとラッシュとも言うべき国際法関係書籍の出版とが互いに刺激を与え合って、国際法の受容が大いに促進されたのである。

次いで出版されたこれらの和文テキストは、実のところ出版地域がばらばらで、訳者の都合や環境上の条件ゆえか様式は極めて自由であり、またしばしば原

14) ジャニン・ジャン(張嘉寧)「『万国公法』の成立事情と翻訳問題——その中国語訳と和訳をめぐる——」、加藤周一・丸山真男編『日本近代思想体系15 翻訳の思想』(岩波書店、1991年)、389頁。

15) ただし、住吉論文が、丁韞良の漢訳を参照することなくホイートンの原書から直接に和訳した瓜生三寅の『交道起源』を比較対象として選んでいたのに対し、ジャンが取り上げた重野安繹の『和訳万国公法』は、もともと丁韞良の漢訳に基づいて和訳されたものであった。このことが、漢訳をめぐる両者の評価に差が生じた原因の一つであるかもしれない。

16) 住吉良人「西欧国際法学の日本への移入とその展開」、『法律論叢』42巻4・5・6合併号(1969年)、同「明治初期における国際法の導入」、『国際法外交雑誌』71巻5・6合併号(1973年)。

書の一部しか訳していないこともあるので、それぞれの著作が当時示した影響力を測ることは、容易ではない¹⁷⁾。これらの影響力を各個に検証した後に、訳文を原文と漢訳テキストと対照して、当時の日本人の国際法理解をより正確に解明するというテーマは非常に有意義かつ魅力的であるが、現時点では筆者の能力を超えている。ゆえに、これについては今後の課題とし、今回はとりあえずホイートンの原文と漢訳『万国公法』との比較のみを考えたいと思う。というのも、丁韞良の手になる『万国公法』は、繰り返し述べてきたとおり、近代中国における国際法受容初期にあつて、一貫して絶大な影響力と不動の地位を持ち続けていたことは疑いの余地がないためである。加えて、日本においてもこの著作は、国際法知識伝播の端緒として広く読まれ¹⁸⁾、後の国際法関連書の大量出版を促進する役割を果たしたことは明らかである。さらに、朝鮮半島に目を向けても、これが、国際法に関する著作の中でも最も早く受け容れられ影響力が大きかったものであることは容易に推察できる¹⁹⁾。このように、丁韞良の『万国公法』が東アジアにおける国際法受容において果たした役割の大きさには異論の余地がなく、それゆえこれこそが本論における考察の対象とするにふさわしいものであると考える。

本論は、原書『国際法原理』の1部に相当する漢訳『万国公法』1巻を比較分析の対象に選定する。これは、上で紹介した1巻1章を対象とする住吉論文や、1巻2章を考察した『日本近代思想大系 15 翻訳の思想』の「万国公法」に関する部分と、分析対象を重複させているように思えるかもしれない。しかし、それぞれ瓜生三寅や重野安繹の和訳に重点を置き、和訳と漢訳のテキストの比較紹介を主たる目的とする両者とは異なり、筆者は、1部の内容自体を重視する立場か

17) 「瓜生が本書を訳した動機は、彼の序文からうかがえるだけであつて、本書の影響を測る資料も見あたらない」(住吉良人「資料紹介」)などの表現は、全ての書物に当てはまるといえよう。

18) 漢訳『万国公法』の日本における人気ぶりについて、西周助(『和蘭畢洒林氏万国公法』「凡例」)、穂積陳重(『法窓夜話』52)、尾佐竹猛(『近世日本の国際法観念の発達』(共立社、1932年)、34頁)などの記述により証言されている。

19) 漢訳『万国公法』の朝鮮への持ち込み及びその内容が受容される過程をめぐる研究の詳細については韓「19世紀東アジアにおけるヨーロッパ国際法の受容(三)——韓国の学者達の研究を中心に——」参照。

らこの部分を選んだものである。その理由としては、『国際法原理』の1部は、序を除けば冒頭部にあたり、国際法の定義、法源と主体など最も基本的な事項を明らかにするとともに、国際法の存在する根拠についても記述している部分であり、また西洋の多くの思想家や法学者の学説が紹介され、さまざまな法概念と政治概念が高密度に出現する部分であるからである。漢訳のこの部分は、東アジアの読者たちの国際法理解を左右する上で極めて重大な意義を有したであろうことは想像に難くなく、何より、訳者丁韞良にとっては翻訳の能力と技術が問われる大きな試練と挑戦であったと推察される。それゆえ、この部分はその翻訳手法を解明するにあたって、格好の素材を提供してくれるだろう。

筆者は、原書の対応箇所との比較を通じて、丁韞良が『万国公法』の翻訳に当たり用いていた手法を分析したい。このような検証は、漢訳『万国公法』に対する研究の更なる進展に加え、19世紀後半において東アジアの人々が持っていた国際法意識をより精確に把握することに有益なものとなるであろう。

II 漢訳の底本と「翻訳」作業の協力者

本格的な比較的検証作業に入る前に、まず、『万国公法』漢訳過程に関する二つの問題を明確にしなければならない。一つは、丁韞良が原書『国際法原理』のいずれの版を底本としていたか、という問題であり、もう一つは、最終的に出来上がった漢訳本には丁韞良以外の人物がどの程度関わっていたかという問題である。これらは、翻訳の対象物と実行者の確定という根本的な問題であり、この問題を解き明かすことなくして翻訳の手法とその特徴を分析することは不可能であろう。

丁韞良は、漢訳『万国公法』の「凡例」の冒頭において原作者の氏名を当て字を用いて「恵頓（漢字音 hui-dun）」と表記している。そこでは、この「恵頓」について、「アメリカ人」で「公務によりプロイセンの首都に長年駐留し、その間にヨーロッパ各国を遍歴した」とその経歴が紹介されており、さらに、「古今の典籍に深く通じており、また広い見聞を有し、偏りのない議論を展開することですこぶる著名である」と、その学識と見解とが賞賛されている²⁰。丁韞良は

原書名には触れていないが、後に北京で同文館を主宰した時期に英文で作成した翻訳出版書物のリストの冒頭に、ヘンリー・ホイートン著『国際法原理』が挙げられていること²¹⁾に加え、彼の回顧録の中で『万国公法』漢訳の経緯について記述している箇所²²⁾などを考慮すれば、『万国公法』の原書がアメリカ国際法学者ホイートンの『国際法原理』であることに疑いの余地がない。

ヘンリー・ホイートン (Henry Wheaton, 1785-1848) は、「建国期のアメリカ最初の国際法学者」と評され、その代表作『国際法原理』は、「英語で書かれた国際法に関する体系的な著書の最初のものであり、国際法の分野で「グロティウスの『戦争と平和の法』に次いで世界でもっとも多く版を重ね、広く読まれ、国際法の理論的発達にも計り知れない貢献をした文献であった」と言われる²³⁾。1864年、丁韪良による漢訳『万国公法』が北京で刊行された時点で、『国際法原理』は、すでに国際法学界の標準語である英語と仏語を合わせて7版を重ねていた²⁴⁾。その内訳を見ると、最初の2版は、1836年にフィラデルフィアとロンドンで同時に出版されたものであり、どちらにも、著者の手による、創作目的を言明する旨の、1836年1月1日付の短い「読者案内 (Advertisement)」と、「国際法史梗概 (Sketch of the History of International Law)」が付されているのみならず、本文の内容も完全に一致する²⁵⁾。

『国際法原理』は、出版直後から、アメリカとヨーロッパの学界で注目を浴び、

20) 「凡例」1頁、恵頓著、丁韪良訳『万国公法』(崇実館、1864年)1巻。

21) 12. List of Books Published or in course of Preparation, *Triennial Calendar of the Tungwen College* (4th iss.) (Beijing, 1888), p. 30.

22) William Alexander Parsons Martin, *A Cycle of Cathay; or, China, South and North* (Edinburgh & London, 1896), pp. 221-222.

23) 松隈清「ホイートンの『国際法原理』探訪」、『国際法史の群像——その人と思想を訪ねて——』(酒井書店、1992年)、321頁。

24) そのほか、1854年にメキシコでスペイン語に、1860年にナポリでイタリア語にそれぞれ翻訳され出版されている (Coleman Phillipson, Editor's Preface, *Wheaton's Elements of International Law* (5th Eng. ed.) (London & New York, 1916))。ちなみに、『国際法原理』の漢訳より以降の出版状況について松隈、前掲、356頁参照。

25) ただし、フィラデルフィアで出版されたものは1頁あたりの文字数が多く印刷されているため1巻のものであるのに対して、ロンドン版は2巻組みの形式が取られている。なお、両者は、同時出版であり、かつ「第2版」との表示がないため、どちらもあたかも初版であるかのようにも読める。したがって、版を数える場合の順序は不分明である。

多くの評論家から国際法を扱う当代最高の学術書として評価され、一般の読者からも高い評判を得ていた。その成功に勇気付けられてか、ホイートンは間もなく、初版（及び第2版）の内容に増補と改訂を大幅に施している。まず、彼は、付録だった「国際法史梗概」を基礎に新しい内容を大量に書き加え、1841年にそれを単行本『ヨーロッパにおける国際法の歴史 (*Histoire des Progrès du Droit de Gens en Europe depuis la Paix de Westphalie jusqu'au Congrès de Vienne*)』としてライプツィヒでフランス語により出版した。同書は、後に著者によりさらなる改訂増補を加えられ、1845年にはニューヨークで英語により『ヨーロッパとアメリカにおける国際法の歴史 (*History of the Law of Nations in Europe and America: from the Earliest Times to the Treaty of Washington, 1842*)』の書名で出版され、これは『国際法原理』と並ぶホイートンのもう一つの重要著作に数えられている。また、『国際法原理』におけるその他の部分についても、ホイートンはこれに改訂を加え、初版（及び第2版）の出版後に起きた新たな事例と議論をも補完した上で、新しい前文、索引および付録を付けて、1846年にフィラデルフィアで第3版として再出版した。

その後、ホイートンはプロイセンでの任を解かれ本国に召還されることとなったが、その道中、パリにしばらく滞在し、『国際法原理』第3版にさらに若干の改訂を加えたフランス語版を準備していた。このフランス語の第4版——通常、フランス語第1版とされているが——は、著者自身が改訂を施した最後の版となり、彼が死去した1848年にパリとライプツィヒで刊行された。その後1853年に第5版（「フランス語第2版」）が同じくパリとライプツィヒで上梓されるが、内容は第4版と同一であり、改訂が施された点はなかった。

ホイートンの死後、親しい友人であったウィリアム・ビーチ・ローレンス (William Beach Lawrence, 1800-1881) が経済的な困窮に陥りつつあったホイートン家の依頼を受け、『国際法原理』を編集し再出版することとなった。ローレンスは、ホイートンが生前に手を加えた最後の第4版をベースに、本文に自身の手になる注釈や、原作者の紹介、独自の見解、そしてホイートン死後に起きた事例などを加えることで内容を大幅に増やし、これを1855年にボストンで出版した。これは『国際法原理』の第6版に当たり、またローレンスによる大量の注釈

と増補のため「第1注釈版」との別名を持っている。南北戦争の最中であった1863年には、ローレンスが再び編集を行い、第6版で加えた注釈を書き直し増補するなどして、結果的に分量が膨大なものとなった第7版（第2注釈版）を出版した。第6版と第7版は好評のため短期間で絶版となるほどであり、これにより、ホイートン家の経済状況は好転し当初の目的は達成されたが、ローレンスによる注釈があまりにも増え過ぎたことから、著者に名を連ねていたいと願うローレンスと、あくまでも編集者としての立場を守るべきとするホイートン家との間に亀裂が生じ、ついに両者の関係は第7版の出版をもって消滅することになった。そのため、1866年にボストンで出版された第8版は、ローレンスの注釈をすべて消し去り、ホイートン家の再三の懇願によりリチャード・ヘンリー・デーナ(Richard Henry Dana Jr., 1815-1882)が編集を引き受けることとなった²⁶⁾。デーナの編集したこの第8版は、事例の刷新と注釈を控えめなものにしたことにより原著のもつ本来の価値をいっそう際立たせた。その結果、本書の国際法の古典たる地位を不動のものにし、現在においても『国際法原理』の最も推奨される版として読み続けられている。

さて、原書を巡る考察から1864年北京で刊行された丁韞良の漢訳に話を戻すならば、同書が1866年に出版された第8版を底本にすることはできないことは明らかである。しかし『万国公法』のいずれのページにも、原書や漢訳成立の経緯などについて触れた丁韞良の一連の著述の中にも、これが果たしていずれの版を底本にしたものなのか、ということについての記述は見出されない。しかしながら、われわれは、さまざまな付帯的状況から、1864年以前に刊行されていた合計7つの版の中で、どれが『万国公法』の底本として使われたかについて推測することは可能である。まず初めに、パリとライプツィヒで出版されたフランス語の第4版と第5版は選択肢の中から排除される。なんとすれば、丁韞良はフランス語も堪能ではあったが、自国出身のホイートンの著作を翻訳するのに、双方

26) ホイートン家とローレンスとの亀裂及び関係解消の経緯について、詳しくは松隈、前掲、341-345頁参照。なお、第8版が出版された後、ローレンスが原典の著作権者ホイートン家、第8版の編集者デーナ及び第8版の出版社を相手に以前自らの付け加えた注解の著作権をめぐる訴訟を提起している。その詳細について、同350-356頁参照。

にとって母語に当たる英語で書かれたその他の多くの版を放棄し、わざわざフランス語版を底本に選ぶことはあまりにも考えにくいからである。

次に、残る5版の中でも初版と第2版は、テキストが全く同じであり、版本の差異が翻訳手法を分析する際に特に結果に影響しないため、同じものと見做しても差し支えはない。

さらに、丁韞良の回顧録にある漢訳成立の経緯をめぐる記述から、1863年にボストンで出版された第7版(第2注釈版)も底本として考えないのが妥当であると考えられる。それによると丁韞良は、アメリカ公使の中国語通訳として天津条約の締結交渉に関わっていた頃に、中国に国際法の知識が必要だと認識し、ホイトン『国際法原理』の漢訳に思い当たったのであるが、それは、1859年頃のことだと思われる。条約締結後、彼は、病気を患ったためしばらく療養のために帰国することになったが、1862年に再び中国へ戻り上海で滞在するときに『万国公法』の漢訳作業に着手したのである。その作業が翌年の春にほぼ完成し、丁韞良は、アメリカ公使バーリンゲームの推薦を通じ翻訳作業を知るところとなった新設の総理衙門の召喚を受け、同年6月に北上、大臣たちに訳稿を見せ、出版への支持を取り付けている²⁷⁾。その際に丁韞良が示したのは、翻訳作業自体はほぼ完成したものの、中国人による校正が必要な訳稿だったと思われる。

以上の記述からも分かるように、丁韞良が漢訳作業を開始したのは1862年のことであり、この時点では『国際法原理』第7版は未だに世に出ておらず、底本として使用することは不可能だったという結論に至る。ただし、1863年の丁韞良の北上後に、この版が校正作業に用いられた可能性は完全には排除されない。ただ、当時の交通手段と情報伝達速度を考えると、アメリカで出版された新書籍の情報を入手して校正のためにすばやく取り寄せることは相当困難なことであり、また、仮にそのような困難を克服して——例えば清政府かアメリカ公使の力を借りるなどして——でも第7版を用いたとしたら、丁韞良の回顧録などの著述にそのことが何らかの形で言及されていたはずであろうと考えられる。それゆえ、翻訳と校正の作業過程において1863年出版の第7版が底本として使われた可能性

27) この時期における丁韞良の活動について、詳しくは周、前掲論文参照。

は極めて低いと言うべきであろう²⁸⁾。

このようにして第7版も除かれるということになると、『万国公法』の底本の候補は三つしか残っていないことになる。すなわち、1836年の初版、1846年の第3版及び1855年の第6版である。住吉良人やジャンなど、日本語にて著述している研究者の間では、1855年第6版を漢訳『万国公法』の底本に認定する説が有力である²⁹⁾が、中国の研究者の間では、今なお、諸説が分かれている³⁰⁾。それゆえ、さらにこれら三つの版の編目の構成を比較することによりその問題の解答を導き出してみたい。

表1において、『国際法原理』の初版、第3版、第6版それぞれの1部1章及び内容と、それに対応すると思われる漢訳『万国公法』の1巻1章の章と節のタイトルを示す。この対照表からも、『国際法原理』が版を重ねる度に改訂が施されていること、特に初版・第3版と第6版と比べる場合、同一もしくは類似のタイトルを有する節は、1章の半数前後の7つに過ぎないと知ることができる。この差異は、漢訳に使われた底本の確定に大きなヒントをもたらしてくれる。1部1章の編目に関していえば、節の総数が漢訳版と等しくなっているのは1855年第6版しかないことは一目瞭然である。しかし、丁韞良が漢訳作業中に自らの判断で節を省略・削除したということも十分考えられるため、数だけを問題にすることなく、さらに各節の項目名を比べてみる必要がある。表においては、漢訳の

28) ちなみに、第7版は、1855年の第6版と同様に原作者ホイートンがすでに死去してからの出版であり、また双方ともローレンスが編集者を務めているため、筆者の比較し得た限りでは本文のテキストには特に差異が認められない。そもそも、丁韞良は漢訳作業に当たり、原書に関しては注釈を含む本文以外の部分を一切省略しているため、翻訳手法の分析をする際に、第6版と第7版に注釈部分での差異があったとしても、それは重大な問題とはならない。

29) 住吉は当初はテキスト比較のために『国際法原理』1836年初版を用いていた(住吉、前掲)。しかしながら、1973年の論文において、『万国公法』の底本となったのは『国際法原理』1855年第6版と意見を修正している(住吉「明治初期における国際法の導入」、33頁)。また、検討はジャンによってもなされている(ジャン、前掲)。

30) 例えば、刘禾〈普遍性的历史建构——《万国公法》与十九世纪国际法的流通〉、《视界》第1辑(河北教育出版社、2000年5月)は1846年第3版を底本とする。また、张用心〈《万国公法》的几个问题〉、《北京大学学报(哲学社会科学版)》42卷3期(2005年5月)の中では刘禾説の問題点を指摘し、1855年第6版を支持する傾向を示しつつ、明確な結論を避けた。

〈表1〉『国際法原理』初版、第3版、第6版の1部1章及び漢訳『万国公法』の1巻1章の章と各節のタイトルの比較

	初版 (1836)	第3版 (1846)	第6版 (1855)	漢 訳
1 章	Sources and Subjects of International Law.	Definition and Sources of International Law.	Definition and Sources of International Law.	釈義明源
1 節	Natural law defined	Natural law defined	Origin of international law	本於公義
2 節	Natural law identical with the law of God or divine law	Natural law identical with the law of God or divine law	Natural law defined, by Grotius	出於天性
3 節	Natural law applied to the intercourse of states	Natural law applied to the intercourse of States	Natural law identical with the law of God, or divine law	稱為天法
4 節	Law of nations distinguished from natural law	Law of nations distinguished from natural law	Law of nations distinguished from natural law, by Grotius	公法、性法猶有所別
5 節	Law of nature and law of nations asserted to be identical by Hobbes and Puffendorf	Law of nature and law of nations asserted to be identical by Hobbes and Puffendorf	Law of nature and law of nations asserted to be identical, by Hobbes and Puffendorf	理同名異
6 節	How far the law of nations is a positive law derived from the positive consent of nations	How far the law of nations is a positive law derived from the positive consent of nations	Law of nations derived from reason and usage	理例二源
7 節	Law of nations derived from reason and usage	Law of nations derived from reason and usage	System of Wolf	性理之一派
8 節	The law of nations is not merely the law of nature applied to sovereign states	The law of nations is not merely the law of nature applied to sovereign States	Differences of opinion between Grotius and Wolf on the voluntary law of nations	二子所論微異
9 節	There is no universal law of nations	There is no universal law of nations	System of Vattel	發氏大旨
10 節	International law between Christian and Mohammedan nations	International law between Christian and Mohammedan nations	System of Heffter	海氏大旨
11 節	Definition of international law	Term <i>law of nations</i> , how far applicable to express the rules which govern the mutual intercourse of States	Definition of international law	公法總旨
12 節	In what sense the rules of conduct between states are called <i>laws</i>	Term <i>International law</i> substituted for that of <i>law of nations</i>	Sources of international law	公法源流
13 節	Divisions of international law	Extension of the international law of Christendom to the Asiatic and African nations		
14 節	Sources of international law	Definition of International law		
15 節		Divisions of International law		
16 節		Sources of International law		

各節のタイトルと、それと同一性が推測される原書各版のタイトルをそれぞれ同種のスタイルで塗り分けているが、このようにすれば、漢訳との同一性が最も高いのは、やはり1855年の第6版であることが分かる。実のところ、1巻1章に限らず、全書の全ての節のタイトルを比較した場合もこの同一性は顕著なものであることから、『万国公法』漢訳の底本は、1863年の第7版による校正の可能性を留保した上で、1855年にボストンで出版された第6版であると断定してもほぼ間違いはないと思われる。

次に、漢訳作業に関わった人員および彼らがそれぞれ果たした役割に目を向けてみたい。『万国公法』出版の背景に恭親王奕訢をトップとする総理衙門の支持があったことは、すでに中日の多くの研究者により指摘されている³¹⁾が、その翻訳作業自体も丁韞良の独力のみで完成に至ったわけではない。『万国公法』の「凡例」の中で、丁韞良は、翻訳作業に参加したメンバーについて次のように説明している。

「この書を漢文に訳した者は、アメリカ宣教師丁韞良という者である。これが理に満ちて義を備え、中外に裨益を必ずやもたらすものであると考え、江寧の何師孟、通州の李大文、大興の張煒、定海の曹景榮とともに数巻を粗訳し、総理各国事務衙門に呈し批閱を乞う。王大臣が派遣した人員による校正を受け、またその出資により上梓されたのである。」³²⁾

ここで出身地と氏名を明記されている4名の共訳者は、筆者の見限りでは、『万国公法』漢訳作業以外に、外交あるいは国際法関連の活動の中にその名が現れることはない³³⁾。近年の中国の若手研究者によると、この4名は、丁韞良の宣教活動によりキリスト教に入信した中国人であったとされる³⁴⁾。彼らの漢文の教養と英語能力については十分な史料が残っていないため、漢訳作業の中で彼

31) 例えば、ジャン、前掲、田涛《国际法输入与晚清中国》(济南出版社、2001年)、37-40頁、何勤华《〈万国公法〉与清末国际法》、《法学研究》2001年5期、張、前掲、などがある。

32) 「凡例」1頁、『万国公法』1巻。ここで言及される「王大臣」とは、当時総理衙門の統領大臣を務める恭親王愛新覺羅・奕訢のことを指す。

らが果たした役割は定かではないが、上記の丁韞良の記述に従えば、彼が1863年11月に総理衙門を訪れた際に大臣たちに見せた粗訳は彼らの協力の下で作られたものということになる。丁韞良は後日、自らの回顧録の中で、総理衙門訪問時の様子について、大臣たちが訳稿の内容に大変満足し、その場で自分が申し出た人的・物的支援を承諾してくれたと記述しており、中国官員たちの反応を積極的に捉えていたようである³⁵⁾が、中国側に残った記録はこのほかシビヤなものであった。恭親王奕訢は、『万国公法』完成の1864年8月30日に提出した奏章の中で、前年11月に最初に示された訳稿について、それが4冊からなるものであり、内容については「字句が冗雑で、いちいち口頭で説明してもらわないと意味が明晰にはならない」がゆえに、総理衙門から章京4名を派遣し丁韞良の漢訳作業を手伝わせたと記している³⁶⁾。

総理衙門から派遣された章京は、奕訢の奏章および総理衙門大臣董恂により執筆された『万国公法』の序文での記述によると、歴城の陳欽、鄭州の李常華、定遠の方濬師、大竹の毛鴻図の4名であったとされる。この4名は、ともに科挙試験を通過し官僚の地位に就いた経歴の持ち主であり、漢文と古典に対する造詣は、前述のキリスト信者4名に比べ格段に深いものであったと考えるべきだろう³⁷⁾。彼らは、1863年11月から1864年4月までの約半年間、丁韞良とともに粗訳に対し「悉心な商量と斟酌の下で添削し、ただ字面のみを変えて意味を改めることのない」ように校正作業を進め、最終的な訳稿を確定させたとされる³⁸⁾。丁韞

33) 厳密に言えば、その他の三人について筆者の力不足もあり関連する史料が見つからないのだが、何師孟についてのみ、太平天国の乱の際に太平軍に対する反抗行為により名前を言及された史料(陳康祺『郎潜紀聞』初筆(琴川、光緒6年)9巻、2頁、《清史稿》14(国史館、中華民国79年)500巻列伝280忠義7、11363頁)が見出される。

34) 王文兵《丁韞良与中国》(外语教学与研究出版社、2008年)、97頁。したがって、丁韞良が凡例で彼らの名に触れたのは、一方では、4名の章京の名しか言及しなかった総理衙門大臣董恂の序に対する情報を補完する意味があり、他方においては、キリスト教信者の果たした役割を強調する意思があったと推測される。なお、周前掲論文中、この4名を総理衙門から派遣された章京だと数えたのは間違いであった。訂正してお詫びしたい。

35) Martin, op. cit., pp. 233-234.

36) 寶璽等修《籌辦夷務始末(同治朝)》5(沈雲龍輯《近代中国史料叢刊》第62輯(文海出版社、1971年))、2703頁。ただし、奏章を呈する者が、朝廷の保守派からの反発を避けるために、中国人官僚の果たした主導性を意識的に拡大した、とも考えられる。

良の回顧録によると、校正作業が行われたのは総理衙門の敷地内だとされるが、作業の具体的な方法やそこでの役割分担など詳細については伝えられていない³⁹⁾。

漢訳作業が行われた時点で、丁韞良は、中国での滞在がすでに10年を超えており、普段の宣教活動や天津条約交渉の通訳職務をこなしたことから口頭による意思伝達には問題がないことは明らかである。彼はまた、四書五経に関する学習を済ませ⁴⁰⁾、キリスト教を宣伝する『天道遡源』(1854)を著していることから、漢文の素養も相当に備えていたと考えられる。とはいえ、『万国公法』の訳稿を、「字句が冗雑で」「意味が明晰」から程遠い状態から今日われわれが目にするような簡明で理解しやすい文体に仕立てたのは、やはりこれら4名の章京たちの功績が大であったと考えられる。その一方で、章京たちにとっても丁韞良とともに携わったこの漢訳作業は、国際法の識見を高める絶好の機会であった。粗訳のメンバーだった先の4名とは異なり、彼らはその後、清政府の外交実務を担う中心的な人材へと成長している。例えば陳欽は、高い交渉能力と豊富な国際法知識により曾国藩や李鴻章などの有力者から絶大な信頼を寄せられ、教案の解決や

37) 章京とは、総理衙門内部の事務を処理し、総理衙門が発する各種の文書を起草し総理衙門大臣たちの役務遂行も補助する秘書官または事務官の官職である。その定員は、設立当初に16名(満州族と漢族各8名)であったが、総理衙門の発展に伴い次第に人数が増え、総弁章京(満州族と漢族各2名)幫弁章京(満州族と漢族各1名)章京(満州族と漢族各7名)及び額外章京(満州族と漢族各8名)の4階級に分かれるようになった。殊に漢族章京については、科挙試験を上位で通過した各中央部署と北京現地の官僚からのみ選任されるとされるように、学歴面のいっそう厳しい規定が設けられているため、『万国公法』漢訳作業の補助に当たった4名は少なくとも正統とされる儒学の古典に関し深い教養の持ち主だったと思われる。また、彼らの学識について、丁韞良本人も漢訳『万国公法』の冒頭に付される英文の訳者端書において、‘four officials, high in literary rank’や‘who are best acquainted with Chinese’などと高く評価している(Martin, Translator’s Preface, pp. 2 & 3, 『万国公法』1巻)。

38) 《籌辦夷務始末(同治朝)》5、2703頁。

39) Martin, *A Cycle of Cathay*, p. 234. 翻訳作業の進め方についてジャンは自身の見解を明らかにしているが(ジャン、前掲、387-388頁)、これも推測に過ぎない。なお、丁韞良は、完成した訳稿を総理衙門大臣‘Tung ta jin’に通読してもらい批評を聞いたと記している(Martin, Translator’s Preface, p. 2, 『万国公法』1巻)。前後の文脈及び苗字の発音から、これは漢訳『万国公法』に序文を書いた董恂のことだと推測されるが、その批評の内容もまた不明である。

40) Martin, *A Cycle of Cathay*, p. 58.

関税の定立、通商条約の締結など幅広い分野の対外交渉に臨み、数々の実績を残し、同治朝の最も有能な外務官僚の一人として高い評価を得ている⁴¹⁾。また、方濬師は、外交実務の面においては陳欽ほどの活躍こそ見られないものの、総理衙門で長年勤め上げる間に大量の筆記を残しており、その中には清政府の外交・海防および洋務運動に関する詳細忠実な記録が多く含まれていることから、史料の価値が極めて高いとされている⁴²⁾。

これらからも分かるように、『万国公法』漢訳作業は独り丁韞良のみによってなされたものではなく、作業初期の共訳者としての4名の中国人キリスト教徒と、そして、作業後期の校正者としての4名の総理衙門章京による協力も決して無視できるようなものではない。ゆえに、厳密に言うならば、丁韞良のみを訳者と見なすことは不適切の誇りを免れ得ないかもしれない。

もちろん、この時点での丁韞良の漢文表現力と中国人協力者たちの英語能力を考慮するならば、この翻訳作業において、原書の読解を主宰していたのはアメリカ人宣教師である丁韞良間違いないだろう⁴³⁾。一方、訳文・訳語の作成や推敲に関しては、中国人協力者、特に章京たちがより重要な役割を果たしていたと考えるべきだろう。とはいえ、翻訳作業における彼らの進行手順や役割分担などが未だに不明であるため、例えばある訳語と訳文が誰の考案に発しどのような経緯で確定したか、などという具体的問題を解き明かすことは困難を極める。総理衙

41) 孫紀雲『皇清誥授采祿大夫直隸津海道陳君墓誌銘』(舟山博物館所蔵拓本)、曾国藩〈海疆要缺擇員署理摺〉(《曾国藩全集》奏稿12、岳麓書社、1994年)、7053-7054頁)、同〈密保天津道員片〉(《曾国藩全集》奏稿12、7112頁)、李鴻章〈奏保陳欽沈宝靖片〉(《李鴻章全集》4(安徽教育出版社、2010年)、112頁)。

42) 方濬師には『焦軒隨錄』や『總理各國事務衙門同官錄』などの筆記が残っており、またその他詩集文集も多数ある。ほかの2名の章京である李常華と毛鴻圖については、少なくとも外務に関わる活躍は残念ながら現段階では筆者の能力不足により明らかとなっていない。なお、丁韞良の紹介によれば、この4名の中、1名は後に科挙試験の副審を務めることになり、もう1名は国際法を熱心に学習し、外交に携わる任命を得られたとされている(Martin, Translator's Preface, p. 2、『万国公法』1巻)が、具体的に誰のことを言っているかまでは確定できない。

43) 総理衙門の派遣した4名の章京は英語能力を欠いていたと思われる。4名のキリスト教信者は宣教師との接触によりわずかながら英語に親しんでいた可能性はあるが、さほど上達していたとは考えにくい。したがって、原文に対する理解は、そのほとんどを丁韞良に頼っていた、と考えるのが妥当だろう。

門の記録や作業参加者の著書に残る証言など中国側の資料を対象に更なる研究を重ねることにより、あるいはそれが究明され得るのかもしれない——それでも究明できないかもしれない——が、いずれにしろこのことは現段階の筆者の力をはるかに超えている。それゆえ、今後本稿においてはとりあえずこの、漢訳に携わった作業グループを一つにまとめ、それを「丁韞良」という符号で呼ぶことにしたいと思う。この点に留意した上で、いよいよ次章から、原書の『国際法原理』と漢訳『万国公法』の比較にとりかかりたいと思う。

Ⅲ 翻訳の手法と傾向

1、「公法」と「公師」：基本概念の確立

まず、それまで中国に存在せず、かつ国際法を論じる上では必要不可欠となる諸概念について丁韞良がどのように漢語による表現を確立させていったかについて見ていきたい。

原書『国際法原理』の1部の題目は‘Definition, Sources, and Subjects of International Law’であり、1章‘Definition and Sources of International Law’、及び2章‘Nations and Sovereign States’から構成されている。原作者ホイートンは、英米法の環境で育ち、豊富な実務経験を積んできたことから議論を展開する際に当然のように事例分析を重視していたが、しかし同時代の他の国際法学者と比べて彼の最も際立っている特徴というべきは、国際法の歴史と学説の発展史に関して常に研鑽を積んでおり、歴史的分析和理論的思考に長じていた点であった。このような彼の知的関心と豊かな才覚は、『国際法原理』の1部1章の中で開花したといえよう。この章で、ホイートンは、まず国際法をめぐる学説史を紹介した上、自らの国際法定義を提示し、そこから帰納的に法源を明らかにしていくという形を取っていた。しかし、原作者のこのような論述は、国際法の基本知識が皆無で、そこで言及されているグロティウスをはじめとする法学者たちの名前すら聞いたことがないであろう中国の読者にとって理解しづらいものとなることは自明であった。それゆえ、丁韞良は『万国公法』の本文に入る前に、前もって「凡例」で次のような説明を加えることでこの問題に対処したのである。

「この書に含まれる条例は、『万国公法』と称され、蓋し諸国に通行するものであり、一国に私有されうるものではない。各国の律例と相似することもあるため、『万国律例』とも称される。

この書の中で「公師」と呼ばれるのは、各国の学士や大臣など公平を以って諸国の交際の基準を論弁する者のことであり、義理を割断し本国に最良しないことから、諸国の公師と呼ばれる所以である。⁴⁴⁾

まず、引用された「凡例」の後半に目を向けてみよう。ここで丁韞良は、「公師」という、原書の中で全く重要ではない概念について説明を加えている。この語は、公法学者または国際法学者に相当する意味を与えられている。原文では‘publicist(s)’や‘public jurist(s)’, ‘writer(s)’, ‘civilian’などの不特定の単語に対応しているが、時にはどの語について用いられているのかわからぬ場合もある⁴⁵⁾。実のところこの概念は、1章でその学説を紹介することになる多くの西洋の思想家に対する中国人読者の理解をより簡単にするため作り出されたものであった。この用語は、結局漢字圏に定着することこそできなかったものの、少なくとも『万国公法』の中では効果的に機能することとなった⁴⁶⁾。

次に、上記引用の「凡例」の前半において、訳者丁韞良は、本書の書名であ

44) 「凡例」1頁、『万国公法』1巻。

45) ‘publicist(s)’は、Wheaton, *Elements of International Law* (6th ed.) (Boston, 1855), pp. 1 & 16 などに見られる; ‘public jurist(s)’, *ibid.*, pp. 14 & 27; ‘writer(s)’, *ibid.*, pp. 22 & 23. なお、‘civilian’に関連する翻訳例として、‘a celebrated English civilian and magistrate’ (*ibid.*, p. 6) 及び ‘an eminent English civilian of our own times’ (*ibid.*, p. 24) がともに漢訳の中で「英国公師」とされている (『万国公法』1巻、3頁、14頁)。一方で、例えば、『万国公法』1巻13頁米国人マディソンの話を引用する際に加えた「公師」の肩書きは、訳者により加えられたもので、原書には該当する語は見られない。さらに、原書が ‘(t) hat very distinguished legal reformer’ (Wheaton, *op. cit.*, p. 18) として言及しているベンサムが漢訳の中では単に「英国公師」とだけ紹介されている例もある (『万国公法』1巻、11頁)。

46) ちなみに、漢訳『万国公法』の中では、その理論的思考を重んじて紹介する法学者たちを「公師」と呼称しているのに対し、法律と外交の実務に携わる法律家 (‘jurisconsult(s)’, Wheaton, *op. cit.*, p. 15; ‘official jurist(s)’, *ibid.*, p. 25; ‘legal adviser(s)’, *ibid.*, p. 25) は「法師」と訳されている (『万国公法』1巻、9、10、15頁など)。後者に関しては、昔から仏法に精通しそれを教える者の称号として定着していたため、混同を引き起しやすく、必ずしも成功した訳語とは言えない。

りまた論述の対象でもある国際法について、自らの定義を提示している。これにより、原書全体を通じて‘international law’, ‘law of nations’及び類似した表現が用いられている箇所は、「万国公法」あるいは簡略にして「公法」と訳されることとなった。この訳語の是非については、今まで多くの研究者による議論の対象となってきた。この用語が迅速に漢字文化圏全体に受け入れられたことで、国際法が伝来した初期においてその受容のため掛け替えのない役割を果たした、として肯定的に評価する者もいれば⁴⁷⁾、他方、国際法の中の自然法的側面を原作者ホイートン以上に強調してしまったことで、当時の東アジアに国際法と自然法との混同をもたらしてしまったと批判する者もいる⁴⁸⁾。訳語の構成だけを取れば、確かに「公」という字を用いることで、国際法に「公正・公平・公共」との意味合いを含ませてしまったために、後者のような批判が生じることとなったとも考えられるだろう。しかし一方、「凡例」の説明を読むと、丁韞良は、国際法の普遍的妥当性よりもむしろ主体と適用範囲を強調したいという見地から「公法」と訳したと理解できる。さらに、彼は、「万国律例」という別名を紹介することで、国際法の中の実定法的側面に対する補完的説明を図っていた⁴⁹⁾。「凡例」におけるこのような事前説明からは、訳者丁韞良は原作者ホイートンの観点を正確に理

47) 例えば、ジャン、前掲、何、前掲、などがある。

48) 例えば、住吉「資料紹介」、田岡、前掲、などがある。

49) 「万国律例」との訳名が「万国公法」に対し補完的効果が発揮できるのも、漢訳の中で、「律」または「律法」は「実定法」のニュアンスの強い言葉の訳語、「例」または「常例」は「慣習」を意味する言葉の訳語として、それぞれ訳し分けがなされているからである。前者について一例を挙げるなら、ヴォルフの意思国際法が紹介される際に、それが‘the civil law of that great republic’⁵⁰⁾と看做されうるとの一文があるが(Wheaton, op. cit., p. 11)、漢訳の中では「天下之律法」とされている(『万国公法』1巻、7頁)。あるいは、‘treaties’ (Wheaton, op. cit., p. 8) や ‘positive law’ (ibid., p. 20) なども「律法」とされ(それぞれ、『万国公法』1巻、4頁、12頁)、2部2章の題目‘Rights of Civil and Criminal Legislation’ (Wheaton, op. cit., p. 112) も漢訳の中で「論制定律法之権」とされている(『万国公法』2巻、17頁)。他方、後者について、漢訳1巻1章5節の「諸国之常例」(『万国公法』1巻、3頁)は、原書の‘the usage and practice of nations’ (Wheaton, op. cit., p. 6) との表現から訳出されており、1巻1章の節の最後に現れた「常例」(『万国公法』1巻、9頁)は、‘customary law’ (Wheaton, op. cit., p. 14) からの訳語である。この点に触れて、住吉も、「自己の異常とも思える性法強調の傾向を幾分でも緩めたマーチン独自の的方法論」(住吉、前掲、232頁)だとし、このことにより中国の研究者から過度に自然法を強調したという批判または問題提起を免れたと認めている。

解していたのであって、意図的に、または誤解により自然法への強調をしたという批判はあまり適切でないように思われるのである。

さて、このように今日言うところの「国際法」に「公法」との訳語を充てた以上、現在通常「公法」として理解される概念に同一の訳語を用いるわけにはいかないのは明らかである。実際に、丁韋良は、原書1部2章5節‘Sovereignty Defined’を訳す際に、国際法と国内の公法との訳語を明確に区別している。「主権分内外」という敷衍した題目の下で、彼は、次のように綴った。

「国を治める上権は、主権と謂われる。この上権は、あるいは内部で行われ、あるいは外部で行われる。内部に行われる場合、各国の法度に依り、あるいは民に宿され、あるいは君に帰せられるが、これを規制するものはかつて「内公法」と名づけられ、あるいはより正確に「国法」と称されるべきである。外部で行われる主権は、すなわち本国が自主で他国の命令を聴かないことであり、各国が平戦交際を決める際に皆この権に拠る。これを規制するものはかつて「外公法」と名づけられるが、俗に言う「公法」たるものはこれである。」⁵⁰⁾

丁韋良が‘international law’に「公法」の訳語を充てたことは前述した通りであるが、上の段落から、対外の主権行使を規制する‘external public law’（または‘droit public externe’）を「外公法」、対内の主権行使を規制する‘internal public law’（または‘droit public interne’）が「内公法」とそれぞれの確に訳し分け、さらに「内公法」のより妥当な名称である‘constitutional law’を「国法」としていることから、彼がこれらの概念の相互関係を正確に理解しており、また訳書においても原書の内容に忠実な説明をしていることが分かる⁵¹⁾。

しかし、このように明確な翻訳がなされている部分がある一方で、国際法の一分野である国際私法に当たる訳語は、半年に渡る校正作業を経た後にも、未だ確

50) 『万国公法』1巻、17頁。

51) その前1巻1章10節においてヘフターの学説を紹介する際に、「外公法」に言及したこともあるが、しかしその際に「内公法」の訳語を避け、「各国自治内法」とした（『万国公法』1巻、9頁）。

定されないままであった。国際私法の名称と概念が原書で初めて現われるのは1巻1章8節においてヘフターの理論を紹介する際であるが、そこでは「私権之法」と訳されている⁵²⁾。しかし、2章4節の翻訳にあたっては——そこには国際私法を説明する文章が含まれていた——丁韋良は、明確な訳語を当てることを避けている⁵³⁾。また、2部2章1節（各国の国内における立法権が主な論述対象となっている）では、「公法の私条」または「私条」という訳が用いられているのである⁵⁴⁾。このような一貫性の欠如は、恐らく‘international law’を「公法」と訳した以上、‘private international law’の表現——直訳すると「私公法」となってしまう——における「私」と「公」の組み合わせ方に相当困っていたことの表われであると推測される。

2、「性法」と「名分」：定着しなかった訳語

漢訳『万国公法』の中には、「公法」と並ぶほどの重要性を持っており、また「公法」と同様に漢訳の流布によりたちまち広まったが、しかし新たな訳語に取って代われ、結局現代語に定着できなかった用語がもう一つあった。自然法概念を表す「性法」の語である。「性」とは、「心」と「生」からなる会意兼形声字であり、古来中国語の中で人の生まれつき持っている心の働きの特徴⁵⁵⁾、あるいは物の秘めている本質⁵⁶⁾を意味している。そのため、「性法」は、少なくとも当時あっては、‘natural law’の精髓を的確に捉え、また忠実に伝えた最適な訳語だと評価すべきではないだろうか。彼の漢字感覚はかなり特筆すべきものがあり、‘nature’の訳語に「性」の語をほぼ統一的に使っていたほかにも⁵⁷⁾、‘reason’

52) 『万国公法』1巻、9頁。

53) 『万国公法』1巻、19頁。

54) 『万国公法』2巻、17頁。

55) この用法は中国の古典の中で広範に確認されうる。「性」は、儒家思想の基礎をなす経典『中庸』の「首章」に「天命之謂性」と、法家の経典である『荀子』の「正名」篇に「生之所以然者謂之性」と、また、道家の経典『莊子雜篇』「庚桑楚」篇では「性者、生之質也」と、それぞれ定義されている。

56) この意味による使用例も広範に存在している。例えば、『春秋左氏伝』「昭公25年」には「則天之明、因地之性」との表現があり、また秦漢頃に成立した儒家の倫理学典籍『孝経』の9章「聖治」では「天地之性、人為貴」との表現がある。

と「理」⁵⁸⁾、‘utility’ と「利」⁵⁹⁾、‘usage’ と「例」、‘consent’ と「議」⁶⁰⁾など、国際法を構成する諸要素をそれぞれ簡潔な漢語に対応させ、洗練した訳文を練り上げている。

一方、興味深いことに、『万国公法』の中には「自然」という訳語も見出すことができる。それは、もちろん、今日の「自然法」における「自然」とは異なる意味を有している。例えば、1巻1章9節に次のような文章がある。

「性法を以って諸国交通の事に推及されるものは、俄氏〔引用者注：ヴォルフ〕と発氏〔引用者注：ヴァッテル〕がこれを自然の法と名づけるのである。それが自然と謂われるのは、おもうに諸国がそれに服さなければならないからである。」⁶¹⁾

ここで、「自然」は‘necessary’の訳語として用いられ、「人間の意志と外部の条件に左右されずに必然的に発生するもの・こと」だとのニュアンスを強く帯びている。また、丁韞良は、別の場合において「世人自然之権」と「諸国自然之権」の語も使用している⁶²⁾。前者は‘human rights in general’の訳語であり、後者は‘absolute international rights of states’に対応するもので、いずれも「自然」に対応する原語は異なっている⁶³⁾が、上と同様のニュアンスを持って使われているように理解されうる。さらに、漢訳には「天理之自然」と「天理自然

57) ただ、後述するように、前後の文脈を考えて「天」と訳される場合もある。また、原書にしばしば見られる表現である‘living (together) in a state of nature’については、ほぼ例外なく「天然同居」との訳が充てられている（『万国公法』1巻、1頁、2頁）。

58) 例えば、『万国公法』1巻1章6節の題目にある「理」（4頁）は、‘reason’（Wheaton, op. cit., p. 8）から訳出されている。

59) Wheaton, op. cit., p. 5; 『万国公法』1巻1章4節、3頁。

60) ‘consent’は原書において単独より何らかの修飾語を伴わせて出現するのがほとんどであるから、漢訳も同様に「議」という文字のみを使うことは少ない。例えば、原文における‘general consent’は「共議」または「同議」、‘universal consent’は「公議」と訳される場合が多い。

61) 『万国公法』1巻、7-8頁。

62) それぞれ、『万国公法』1巻1章10節、9頁、同2巻題目、1頁に現れる。

63) Wheaton, op. cit., p. 14; *ibid.*, p. 85.

義」の語も用いられている⁶⁴⁾。これらの用語は、それぞれ、‘a just deduction from the principles of natural justice’ と ‘general principles’ の訳に充てられている⁶⁵⁾。以上の訳例からも分かるように、今日の言う自然法における「自然」が人間の生まれつき備えている生来の性質を表す面を重んじているとするならば、丁韞良は『万国公法』の中では、人為的または外部の要因に影響されない当然かつ必然の成り行きに着目して、「自然」という語を使っているのである。丁韞良のこの使用法は、当時において、漢文の伝統の主流にもっと合致するものであったと言わなければならない⁶⁶⁾。

ところで、丁韞良が初めて‘right’を「権利」と訳し、この重要な法律用語を漢字圏全体に広めたことは、すでに多くの研究者によって明かされている⁶⁷⁾。しかし、その対概念である「義務」が、『万国公法』において「名分」または「分」と訳されたことについては言及する者が少ない。中国の古典中に既に存在しており、権勢と利益を意味しており、おおむね否定的な文脈で使われていた「権利」⁶⁸⁾を取り出し、西洋の法概念の訳語に充てたのと同じ手法で、丁韞良は、すでに『莊子雑篇』「天下」篇にて用いられていた「名分」の語を‘duty’あるいは‘obligation’の訳語としようとした。これは結局現代中国語に定着しなかったが、当時の読者の理解を助けたことは確かであり、必ずしも適切でなかったとはいえないだろう。このような例は他にもたくさん存在する。例えば、丁韞良は‘equal/equality’を「平行」と訳している⁶⁹⁾が、この言葉は、今日でこそ幾何学的な意味を指すものとして確立しているが、それ以前、漢文の中で「互角であって相互間に隷属しない」意味をも有していた⁷⁰⁾ことから、「平等」の意味を表す

64) それぞれ、『万国公法』1巻1章4節、2頁、同5節、3頁にある。

65) Wheaton, op. cit., p. 3; ibid., p. 7.

66) このようなニュアンスでの用語法は、中国の古典、とりわけ道家の古典によく見られる。例えば、『道德経』25章、「人法地、地法天、天法道、道法自然」、『莊子内篇』「徳充符」篇に、「常因自然而不益生」などの例がある。

67) 例えば、松井、前掲、林学忠「日清戦争前の清朝の国家主権に対する認識と態度——「万国公法」をめぐる一考察——」、野口鐵郎編『中国史における教と国家』（雄山閣、1994）、などがある。

68) その使用例として、例えば、『荀子』「勸学」篇に「是故權利不能傾也、群衆不能移也、天下不能蕩也」、また、『後漢書』の「董卓伝」に「稍爭權利、更相殺害」とある。

69) 例えば、『万国公法』1巻1章9節、12頁。

上では十分な適格性を持っていた。また、『万国公法』の中では‘independent/independence’がほぼ「自主」と訳されている⁷¹⁾。それは、今日常用の訳語である「独立」とは異なってはいるが、原文の意味を的確に伝えており、どちらも適切であったと評価してよいと思われる。

3、「服化之国」：国際法共同体の範囲をめぐる誤解の源？

以上、重要な概念と訳語を処理する際に丁韞良が用いた手法を考察してきた。続いて、われわれは、彼が原書における国際法の定義をどのように翻訳したかに目を向けてみよう。ホイートンは、国際法をめぐる近代西洋の思想家たちの諸学説を紹介した後、1部1章11節において「国際法の定義」の題目の下で、自らの見解を次のように述べている。

「文明化された諸国が心得ている国際法は、次のように定義されうる。すなわち、理性が、正義との調和を図りながら、独立国家の間に存在する社会の性質から導き出した行動の規則、及び、これらの規則に一般の合意に基づいて限定または緩和を加えて成立したものからなるものである。」⁷²⁾

丁韞良は、『万国公法』の中でこの節に「公法総旨」という見出しを付し、以下のように訳している。

「服化之国が遵守する公法の条例は、二種類に分かれる。人倫の当然及び諸

70) 清朝における使用例として、「是為攻相州九節度平行、无主帥也」の表現がある。呉喬《困垺詩話》(張鈞衡輯《適園叢書》7集、中華民國4年)2巻、38頁。

71) その例として、『万国公法』1巻1章9節、8頁、同10節、12頁、2巻1章題目、1頁などがある。その他、原書の表現である‘sovereign’も「自主」と訳されることが多い。例えば、『万国公法』1巻1章9節、7頁、同2巻1章1節、1頁などがある。

72) Wheaton, op. cit., p. 22: § 11. Definition of international law. International law, as understood among civilized nations, may be defined as consisting of those rules of conduct which reason deduces, as consonant to justice, from the nature of the society, existing among independent nations; with such definitions and modifications as may be established by general consent.

国の自主に基づき、情と理を考量し、公義に合致するものは、その一であり、諸国が、商量により決定しまたは議論により明確にしたもので、時により改変させ共に約定したものは、その二である。]⁷³⁾

このような漢訳は現代の基準からすると厳密な訳文とは言い難いのは事実だが、しかし、原文の意味を汲み取り、漢文の文法と構文に合致するように敷衍して作られていることは間違いない。その対応関係を一つ一つ見ていくなれば、「人倫の当然及び諸国の自主」は「独立国家の間に存在する社会の性質 (the nature of the society, existing among independent nations)」に、「情と理を考量」は「理性が……導き出 (reason deduces)」すに、「公義に合致する」は「正義との調和 (consonant to justice)」に、「共に約定したもの」は「一般の合意 (general consent)」に、「商量により決定しまたは議論により明確にし」「時により改変させ」は「限定または緩和 (such definitions and modifications)」に、それぞれ対応しており、そして原文で国際法の適用範囲とされている「文明化された諸国 (civilized nations)」は漢訳の中で「服化之国」との言葉を以って表されている。

「服化」とは従来漢文の中で「服従帰化」の意味を与えられることもあったが、もっぱら四方にいる未開の民が中原の先進的文明から教化を受ける場合に使われる語であった⁷⁴⁾ため、「文明化 (civilize)」の訳語としては十分に適確であるといえよう。しかし、たとえ、「服化之国」と 'civilized nations' という二つの言葉が各自の言語の中ではほぼ同じ意味を有するとしても、19世紀後半の世界を背景に見ると必ずしも同じ対象を指しているわけではなかった、という点には注意する必要がある。中国の伝統的な世界観の中で「服化之国」は中国をはじめ、その政治・文化的影響を受けてきた東アジア地域の諸国を範囲としていたが、当時の国際法の領域における 'civilized nations' はキリスト教を信仰し西欧文明を共有する諸国を指すニュアンスが極めて強かった。実際、当時の数々の著名な国際法学者が国際法の適用範囲を西欧文明の共有者に限定する見解を示しており、

73) 『万国公法』1巻1章11節、12-13頁。

74) 例えば、『三国志・魏誌』の「常林伝」に「北方吏民、楽安厭乱、服化已久、守善者多」、また、『晋書』「羊祜伝」に「今天下自服化已来、方漸八年」との使用例がある。

これは当時のヨーロッパの一般的な感覚を代弁するものだったと言っても過言ではないだろう⁷⁵⁾。

しかし、興味深いことに、19世紀前半に生きていたホイートンは『万国公法』の原書において必ずしもこのような意味で‘civilized’という言葉を使っていたわけではなかったのである。国際法共同体の範囲に関するホイートンの考えをよりよく知るためには、彼が生前に自らの手により『国際法原理』における国際法の定義をめくりなした修正を比較したほうがよい。少し話が逸れるが、この点は丁韋良による漢訳の妥当性を論じる上では重要な意味合いを持つことから、ここにおいて論じるだけの価値はあると考えられる。

まず、1836年に出された初版において、ホイートンは1部1章11節で次のように国際法の定義を述べている：

「文明化されたキリスト教諸国 (civilized, Christian nations) が心得ている諸国民の法 ((t)he law of nations)、または国際法 (international law) は、次のように定義されうる。すなわち、理性が、正義との調和を図りながら、独立国家の間に存在する社会の性質から導き出した行動の規則、及び、これらの規則に一般の合意に基づいて限定または緩和を加えて成立したものからなるものである。」⁷⁶⁾

しかし、1846年に出された第3版の中で、この記述には2箇所の修正がなされた。

75) 例えば、英国エジンバラ大学の公法教授を務めたジェームス・ロリマー (James Lorimer, 1818-90) は、自らの代表作『国際法綱要 (*The Institutes of the Law of Nations*)』(Edinburgh & London, 1883-84) の中で人類を、文明化された (civilized) 人類、野蛮な (barbarous) 人類、未開の (savage) 人類という三つの同心円の世界に分かれ、国際法が適用されるのは、すべてのヨーロッパ国家からなる第一の同心円のみであるとする説を唱えた。そのほか、ウェストレーク (John Westlake, 1828-1913)、ホール (William Edward Hall, 1835-1894)、ホランド (Thomas Erskine Holland, 1835-1926) など同時代の著名な法学者たちも多かれ少なかれ同種の見解を抱いている。

76) Wheaton, *Elements of International Law* (1st ed.) (Philadelphia, 1836), p. 46.

「文明化された諸国 (civilized nations) が心得ている国際法 (international law) は、次のように定義されうる。すなわち、理性が、正義との調和を図りながら、独立国家の間に存在する社会の性質から導き出した行動の規則、及び、これらの規則に一般の合意に基づいて限定または緩和を加えて成立したものからなるものである。」⁷⁷⁾

「諸国民の法、または国際法」が「国際法」に統一されているが、これは近代的国民国家概念が確立を見たことに伴い、'international law' の語が英文において「国際法」の概念を表す正式な言葉として明確に位置づけられたことによる修正であると考えられ、ホイートン独自の表現というわけではない。一方で、「文明化されたキリスト教諸国」が「文明化された諸国」という表現に置き換わっているのは、単なる簡略化というよりはむしろ、国際法共同体の範囲をキリスト教国だけに限定することが妥当ではないという著者ホイートンの意思の表れであると捉えるべきなのではないだろうか。

第3版によって修正されたこの定義は、ホイートンの死去まではそれ以上の変更を施されることなく、『万国公法』の底本と思われる1855年の第6版にも、もっとも広く受け入れられている1866年第8版にも引き継がれている。さらに、国際法の定義に関して述べた部分の直前の節において、ホイートンは、「自ら特有の国際的慣行を取り止めキリスト教国のそれを援用する」傾向を示すイスラム教など異教の諸国とともに、中国における外交進展についても言及している⁷⁸⁾。このことから、これらの国々を国際法共同体に受け入れることに対する彼の開放的とも言える姿勢を伺い知ることができる。

つまり、中国のような非キリスト教国を国際法共同体の一員と看做すか否かという問題について、漢訳の原書である『国際法原理』の著者ホイートン自身は寛容的な考えを抱いていたが、一方で、中国が現実の国際社会で相手にしなければならなかった西洋列強——19世紀後半の国際法共同体における最も有力な構成

77) Wheaton, *Elements of International Law* (3rd ed.) (Philadelphia, 1846), p. 46.

78) *Ibid.*, Part I, Chap. 1, Sec. 13, p. 45; Wheaton, *Elements of International Law* (6th ed.) Part I, Chap. 1, Sec. 11, p. 22.

員たち——は、むしろ実利のみを求める振る舞いを見せており、両者の間にはそもそもから差異が存在していたことがわかる。

さらに、国際法の適用範囲について原書の言う「文明化された諸国」の意味合いと、丁韞良の漢訳「服化之国」を介した中国人のそれに対する理解との間には、また大きなギャップが存在する余地があった。こうした重層的な錯誤の帰結として、中国人は、自らの「服化之国」=国際法共同体の構成員たる資格に関して疑いを持っていなかったにもかかわらず、現実の国際交渉の中では、西欧列強から不平等な立場ばかり強いられる、という状況に陥ってしまうこととなった。このような事情は、必然的に、中国人たちの中に、国際法への不信感を生じせしめることに繋がってしまった。しかし、こうしたズレの生じた主な原因を、中国人に対し西欧の国際法の知識を啓蒙する役割を担っていた『万国公法』の翻訳に求めるのはお門違いと言うべきだろう。この問題は、翻訳の巧拙や訳語一つの選択によりどうにかなるようなものではあり得なかった。問題解決のカギは、それを遙かに超えたところ、すなわち、異文化社会——西洋と中国——それぞれにおける伝統的な世界観のギャップをどのように乗り越えるか、というところに隠されていた。しかしながら、この点については、現代に至ってもなお確実かつ有効な手立てが見出されていない、という現実を、我々は忘れてはならないのである。

4、「天」と「君」：中国人の読者を意識した大胆な意識

国際法は、既述のように、その誕生の歴史についても、近代における主な担い手についても、中国における諸概念の発展とはほとんど関連を持っていない。しかし、丁韞良は、原書に記述される内容を中国の読者により分かりやすく伝え、より簡単に受け入れてもらうために、ところどころで中国伝統の観念を援用し、国際法に関わる事項を説明することを試みている。

例として、『国際法原理』の1部1章3節を見てみよう。この節は、『万国公法』の中で次のように訳されている。

「いわゆる「性法」とは、世の人々が天然の同居状態の下で守るべく分にはかならず、「天法」と称されるべきである。それは、上帝により世の人々に遵

守させるために定められたものであり、あるいは人の心に銘じ、あるいは聖書に現れるのである。国々は天然の同居状態にあり、統領の君がいないとはいえ、この性法をもって相互間の争いを解かすことを得る。したがって、これは諸国間の義法なり。』⁷⁹⁾

原文にある 'the law of God' または 'divine law' は、ここで「天法」と訳されている。単独で現れる 'God' は、漢訳の中では通常、「上帝」や「主宰」といった訳語を当てられているが、ここではキリスト教における唯一神の命令の絶対性を強調するために、中国伝統の世界観における至高無上としての「天」の語を用いたのだと考えるべきだろう。また、別の箇所では、「天」は 'nature' の訳語として用いられているケースもある。例えば、原書1部1章9節にある 'instituted by nature herself' は「乃天所授」と、また原書1部4節に現れる 'the principles of natural justice' は「天理」とそれぞれ漢訳の中で訳された⁸⁰⁾。原文の 'nature' には漢訳の中で「性」という訳語がほぼ固定されているのは前述の通りであるが、これらの節での用法は、人間の意志や人間の手による関与が一切働いていない——あるいは働けないというべきであろう——意味合いが強く、それを表現するために「天」が用いられたものと考えられる。

さらに、丁韞良は、国際社会を表す原文表現を原則的に「天下」という中国古来に存在する言葉に訳している。原書の中でこうした表現は、特にヴォルフの学説を紹介するときに多く現れ、'a great commonwealth of nations' や 'social union or universal republic of nations'、'great republic' などの表記が用いられている⁸¹⁾。これらの表記が示す「国際社会」とは、自然状態から脱出した後国家が林立し自然法から導き出される一定の規則に基づき相互関係が保たれているような状態、と概念される。一方、中国語の「天下」という言葉は、早くも『春秋左氏伝』や『莊子』などの古典に見られる⁸²⁾。初期には周の天子により封建さ

79) 『万国公法』1巻、2頁。

80) 前者は『万国公法』1巻、7頁、後者は同、2頁に現れる。

81) Wheaton, op. cit., p. 10; ibid., p. 11. その訳語について、前二者は、『万国公法』1巻1章7節、6頁、後者は、同9節、7頁による。

れた諸侯国からなる文化的・経済的に緊密な関連を持つ地域を指すが、中国における中央王朝の確立及びその勢力の増大に伴い、中国皇帝が直接支配を及ぼす地域のみならず、服従の意を表した四方の国や民も含み込むことになる。すなわち、「天下」とは、中国伝統の観念の中では、中国を中心とした、前述の「服化之国」からなる世界であり⁸³⁾、そこには普遍的な「天理」に基づく一定の規則が存在しており、また、そこで秩序、安寧と平和が保たれている状態は「太和」または「天地之和」と呼ばれる。丁韞良は、大胆にも、その伝統的世界観の構造に則り、「国際社会 (social union)」を「天下」に、「文明化された国 (civilized nations)」を「服化之国」に、「自然的正義の諸原則 (the principles of natural justice)」を「天理」に、さらに「調和の取れる国際社会 (one great harmonious society)」を「太和・天地之和」に⁸⁴⁾それぞれ対応させたのである。そこからは漢訳を読む者の、西欧的国際法の観念に対する違和感や抵抗感を最小限に抑えようとする彼の苦心の跡を窺い知ることができる。しかし、前節でも言及したように、彼のそのような配慮が、中国人の国際法に対する正しい理解を促進したのか、それとも西欧的国際法に対する深刻な誤解を招いてしまったのかは評価の分かれるところである。とはいえ、これらの変化の決定的な原因を、一翻訳者に過ぎない彼に求めるならば、それはあまりにも不当な評価であると言わざるを得ないだろう。

それはともかく、このような訳者の努力の跡は、その他の細かい訳語に関しても見出すことができる。例えば、すでに引用した1巻1章3節に「統領の君」との表現があるが、それは原文の‘common superior’の訳に当たる。この訳は現代の翻訳の感覚から見ると必ずしも正確とはいえないかもしれないが、帝政がなお

82) 『春秋左氏伝』における使用例として、「成公2年」篇の「先王疆理天下物土之宜」、及び、「成公12年」篇の「天下有道、則公侯能為民干城、而制其腹心、乱則反之」、などがある。また、『莊子雜篇』「天下」篇において、「天下」という言葉が29回も繰り返し使用されている。

83) この意味合いを持つ代表的な文章は儒家の基本書とされる四書五經の一つ『大学』に現れる。その冒頭の段落に現れる「古之欲明明徳于天下者、先治其国」や「国治而後天下平」などの表現から、「天下」は「国」よりいっそう広大な概念であり、人為の届く最大の存在だと観念されることが分かる。

84) ‘one great harmonious society’は、Wheaton, op. cit., Part I, Chap. 1, Sec. 10, p. 16に現れる。「太和」及び「天地之和」は、『万国公法』1巻1章10節、10頁にある。

続いていた時代の中国人にとって理解しやすいことは間違いない。実際に、原文の中にある‘superior’のみならず、‘power’や‘authority’などの言葉も一概に「君」と訳される場合が多い。漢訳1巻1章1節だけを取って見ると、「君」の表現が5回も現れており、その原語を確認するところ、どれ一つ重複がなく、それぞれ‘legislative and judicial authority’, ‘legislative power’, ‘judicial power’, ‘superior’, ‘common paramount authority’から訳されているのが分かる⁸⁵⁾。これは、疑いなく、三権分立など近代的な政治体制についてまったく知識を持たない中国人読者の理解力を配慮し、あえて同一の表現を用いたのであろう。

また、原文に現れる固有名詞も、しばしば、前後の文脈に対する理解に支障を生じさせないために中国人になじみのある言葉を持って替えられている。例えば、上に引用している原書1部1章1節には‘Amphictyonic magistracy’との表現があり、これはもともと古代ギリシアの都市国家間で結成された隣保同盟の長を意味しているが、古代ギリシアどころか当時のヨーロッパについての知識さえ皆無に近い中国人読者に分かりやすくするために、丁韪良は「公挙之有司」と訳し、難しい説明を避けている⁸⁶⁾。他にも、1部1章10節にあるギリシア神話における復讐の女神ネメシスに関わる一文（the rampart of justice and the Nemesis by whom injustice is avenged）は漢訳において、ネメシス云々には触れず簡略に「干城」と表され⁸⁷⁾、また、同節の北米の先住民族イロコイ人（Iroquois）についての言及は単に「夷狄」と訳されているなどの例が見受けられる⁸⁸⁾。このような手法は、無論、翻訳の正確さを下げることはなってしまうが、実際の読者による本全体の内容に対する理解を促進する的確な判断だったと肯定的に評価することも可能であろう。

5、原文の省略と訳注による補完

以上に列挙した様々な手法のほか、丁韪良は、漢訳全体の明快さを追求する見

85) Wheaton, op. cit., p. 1. 『万国公法』1巻、1頁。

86) Wheaton, op. cit., p. 1. 『万国公法』1巻、1頁。

87) Wheaton, op. cit., p. 15. 『万国公法』1巻、10頁。

88) Wheaton, op. cit., p. 17. 『万国公法』1巻、11頁。

地から、原文にある言葉の省略や段落の削除なども行っている。とはいえそれは、そこかしこで見られるというのではなく、大体的場合、説明に手間を要するわりに論述の本旨に関しては特に重要でないもののみを対象としている。

言葉の省略の例として、原書の1部1章10節において古代ローマの「従軍祭官法 (*jus feciale*)」が言及される一節を見てみよう。

「共通の起源と宗教信仰に基づくこのような諸見解の一致は、ヨーロッパのキリスト教国の間に存在するよう見られるような国際法を構成する。その法は、古代の人々にとって未知なものではなく、またローマ人の間で従軍祭官法という名の下に見受けられる。」⁸⁹⁾

この一節は『万国公法』の中で次のように訳されている。

「例えば欧羅巴数カ国のように、同様の本に生じ同様に耶穌之教を奉じ、故に同一の公法を有する。この公法は古人が知らないものではなく、蓋し羅馬国の書の内にすでにその名が見られるなり。」⁹⁰⁾

上から分かるように、「従軍祭官法」の名称が漢訳の中で意識的に避けられて、あたかも古代ローマの記載に残っているのは国際法そのものであったように訳されているのである。このような措置が取られたのは、明らかに、「従軍祭官法」の概念が古代ローマという特定した時代の特定した地域にしか存在しなかったものであり、中国の読者にとってあまりにもなじみのないもので、それを理解させるためには説明を相当に加えなければならず、こうした説明を加えるよりは完全に削除してしまうほうが、当代の国際法知識を手っ取り早く得たいという読者の一番の需要に支障を生じるものではないと判断されたからである。

89) Wheaton, op. cit., p. 20: 'This community of ideas, founded upon a common origin and religious faith, constitutes international law as we see it existing among the Christian States of Europe, a law which was not unknown to the people of antiquity, and which we find among the Romans under the name of *jus feciale*.'

90) 『万国公法』1巻、12頁。

さらに、稀ではあるが、漢訳の際に段落ごと削除される場合もある。その例として、原書の1部1章10節にフランスの外交官にして国際法学者であるレイネヴァル (Joseph-Mathias Gérard de Rayneval, 1736-1812) の見解を紹介する二つの段落があるが、『万国公法』の中では、その主張が明確である1段落目の一部しか訳されず、その他の部分がすべて削除されている⁹¹⁾。というのは、削除された部分の中で、その主張を支えるためにフランス語における‘droit’と英語における「法 (law)」と「権利 (right)」との間存在するニュアンスの差異をめぐる議論がなされており、それは西洋言語の知識を持たない中国の読者たちにとって、有益な説明になるどころか、かえって文意を汲み取る際の混乱を招く恐れがあると判断されたからであろう。また、国際河川をめぐる規定を紹介する2部4章の17節から19節までの3節も漢訳の中で削除されることになった⁹²⁾。削除の原因について、丁韞良は、「以下の3節は各国により共同利用される某所の江河に関する詳細な記述である。条約を結ぶとき従った規定と慣例は上と同様であり、その細微な末節が緊要に関しないことで、訳出しなかった」と注を加えて述べている⁹³⁾。

そのような段落の削除のほか、『万国公法』の中で、丁韞良は、原書に付随されている注釈や付録についてはすべて、漢訳せず放棄してしまっている。前述したように、『万国公法』の原書となる『国際法原理』第6版(1855)は、「第1注釈版」という異名を持つほど、編集者ローレンスの手による付け加えが膨大な量に上っている。それらの内容は、漢訳作業の過重な負担になるのみならず、細部にわたる議論よりとにかく国際法知識に対する一般的な理解を求める中国の読者の需要に対して合わないこともあり、漢訳の中に表されることはなかったが、そのおかげで『万国公法』が4巻からなる適度な分量になっているともいえるだろう。他方、中国の読者の知識面の不足を考慮し、訳者の判断で漢訳本に付け加え

91) 削除された原文は、Wheaton, op. cit., Part I, Chap. 1, Sec. 10, pp. 17-18にある、‘The word *gens* imitated from the Latin, [...] or the laws of war and peace.’である。ちなみに、この直後にある段落も同じく欧州の諸言語における国際法という名詞の比較をしている箇所当たる (Wheaton, op. cit., p. 19) ため、漢訳の際に削除された。

92) Wheaton, op. cit., pp. 255-266.

93) 『万国公法』2巻4章、71頁。

られたものもあった。例えば、本文に入る直前に、東西半球の地図がそれぞれ一枚挿入され、その下に世界地理に関する短文が付されている。また、本文のところどころに、訳者による注が付け加えられている。

それらの訳注の内容と機能を分析すると、主に次のような目的で加えられていることが分かる。まず、中国に存在しない概念を造語で表示し、その意味を説明するために注がつけられる場合が多い。例えば、原書の1部1章10節に‘European balance of power’が現れ、漢訳の中では「均勢之法」と訳されている。それだけでは読者にその意味合いを十分に伝えられないと思われ、後により小さい文字で「いわゆる均勢之法は、強国をしてその勢力を平らにさせ、力を以って相凌ぐことないようにすることで、そして弱国それに頼り安泰を得るのである。太平のための重要な術なり」と簡単な注釈が施されている⁹⁴⁾。あるいは、原書の1部2章5節に‘(t)he recognition of any State by other State’との表現がある。これは、『万国公法』1巻2章5節の中で「諸国相認」と訳されており、その後ろに「いわゆる認めるとは、それを自立・自主の国だと認め、したがってそれと往来することになり」と注を付けられ、一般の意味における承認ではなく、国際法上の国家承認という特殊な用語であることを強調する⁹⁵⁾。

次に、中国語にすでに存在していた語彙を転用し西洋的観念を表すとき、その新しい意味を明示するように注が用いられる場合がある。例えば、原書の2部2章1節において独立国家の国内における立法権を論ずるとき、国民の財産について‘all real and personal property situated within its [引用者注：every independent State’s] territory’との表現があるが、それは漢訳の中で「疆内産業、植物、動物」と訳されている。その中「植物」のすぐ後に、「いわゆる植物たるものは、家屋、田んぼなど移動し得ないものの類であり、ただ樹木だけに限るのではない」との注が加えられている⁹⁶⁾。すなわち、ここで用いられる「植物」という言葉は、既存の、かつ現代にも通用する植物の意味というより、むしろ現代における「不動産」という概念の訳語として使用されることを説明している。

94) Wheaton, op. cit., p. 21. 『万国公法』1巻、12頁。

95) Wheaton, op. cit., p. 29. 『万国公法』1巻、17頁。

96) Wheaton, op. cit., p. 112. 『万国公法』2巻、17頁。

さらに、漢訳の中にある注は、ときには、情報を補充する目的にも使われることもある。例えば、1部1章12節に捕獲審検所 (prize tribunals) について言及する箇所がある。それは、漢訳の本文の中で「司海法院」と訳されているが、直後に続く注の中で「或いは「戦利法院」とされる」と別名が補足されている⁹⁷⁾。これにより、「司海法院」は、後出して「戦利法院」と訳される 'the courts of admiralty (admiralty courts)' と 'the prize courts (courts of prize)' とは、名称こそ異なるものの実質上同じものだということが説明されている⁹⁸⁾。あるいは、2部2章11節において中国における米国の領事裁判権に触れ、望厦条約の一部を引用する一節がある。その中で、恐らくは正式さを期したのだろうか、普段「美国」と訳される米国の国名 'the United States' をわざわざ「合衆 (国)」と訳し、後ろに「即ち美国の別名なり」と注が付されている⁹⁹⁾。というのも、漢訳は、前出1巻2章24節の中で米国の国制を「合邦」または「合盟之国」と紹介したものの、正式な国名に言及しなかった¹⁰⁰⁾から、ここで補足したと思われる。

『万国公法』における注は、さらに、本文で既出である内容を確認し、読者に再び想起させる役割を有するものもある。例えば、2巻1章12節で国の内部で行使する主権を論じる中で「国法」という訳語が現れる¹⁰¹⁾。それは本来原文における 'municipal constitution of government' に対応し¹⁰²⁾、国制を意味するものだと思うのだが、訳者は、その訳語を書き下ろすときむしろ法律の側面を強調しており、いわゆる憲法を意識しているのが明らかである。そこで、彼は、「国法」の後ろに「いわゆる「国法」たるものは、すなわちその国が君により治められるか、民により治められるか、かつ君主の権利は有限なものか、無限なものかを定めるものであり、尋常の律法ではないものなり」と注を付けた。国法という名称はすでに前出1巻2章5節で触れられ¹⁰³⁾、その記載する内容は1巻2章4節の

97) Wheaton, op. cit., p. 23. 『万国公法』1巻、14頁。

98) Wheaton, op. cit., p. 23. 『万国公法』1巻、14頁。

99) Wheaton, op. cit., p. 166. 『万国公法』2巻2章11節、44頁。

100) 「合邦」は、『万国公法』1巻、34頁に、「合盟之国」は同、36頁に現れる。

101) 『万国公法』2巻、12頁。

102) Wheaton, op. cit., p. 106.

103) 『万国公法』1巻、17頁。

訳文とほぼ一致している¹⁰⁴⁾ことから、この注は、本来は不要であるかもしれないがしかし読者がなじみの無い言葉の定義を思い出せないような場合に備え、記憶を喚起するためにあるものだと言えるだろう。同じような目的を持つ注としては、2巻2章21節のものが挙げられる。英国における婚姻の事例を挙げて国際私法的な問題を扱う行間に、訳者は、「英、蘇、阿 [引用者注：アイルランド] との三つの邦が合して大英の一国となる」という注を加えた¹⁰⁵⁾。それは、すでに1巻2章18節に紹介された内容を想起させるためのものだと思われる¹⁰⁶⁾。

とはいえ、すべての訳注が極めて的確で効果的であるというわけではなく、まれに主旨が不明で誤解が招かれるようなものも存在する。その例として、原書の1部1章12節を見てみよう。ここでは、国際法の一つの法源として仲裁委員会 (boards of arbitration) または当事の2国間の合意により指名される合同法廷の判決 (judgements of mixed tribunals, appointed by the joint consent of the two nations between whom they are to decide) について述べられているが、漢訳の中では前者のことを「国使会同息争端」、後者を「両国公使会同断案」とそれぞれ訳し分けている¹⁰⁷⁾。この結果、第3者機構である仲裁委員会または合同法廷が当事国の使節と混同されることになってしまったが、のみならず、さらに後者の「公使」の後ろに「即ち国使なり」と注を付けて強調することによって、誤解がさらに深められることになっている。あるいは、1部2章14節において、米国とネイティヴ・アメリカンとの関係を論じ、後者の中の一部が自らの習俗を取りやめ米国の法律に従う意を表したことに言及する際に、原書では 'have totally extinguished their national fire' という比喩的な表現が用いられているのであるが、漢訳の中では 'national fire' を「古火」と訳し、かつ「古火は、歴代に渡り断絶しない火を指し、中国における常明の灯のごとくものである」と注が付されている¹⁰⁸⁾。原文を見れば分かるように、この表現はそもそも注を付けるほど重要であるわけではなく、さらには仏教の中で特別な意味を持つ「常明の灯」を引

104) 『万国公法』1巻、17頁。

105) 『万国公法』2巻、60頁。

106) 『万国公法』1巻、31頁。

107) Wheaton, op. cit., pp. 24-25. 『万国公法』1巻1章12節、15頁。

108) Wheaton, op. cit., p. 53. 『万国公法』1巻2章14節、29頁。

き合いに出した解説をすることでさらなる誤解を招く恐れすらある。このような注は、残念ながら不当なものであると言わざるを得ないだろう¹⁰⁹⁾。

しかし、このような問題点があるとはいえ、全体的に見ると、『万国公法』の訳注は、必要な情報を簡潔明快に説明し、本文の内容に対する読者のよりよい理解の有効な助けとなるもので、またその数も最小限のものにとどまり、訳書全体の分量を適度なものにする結果となっている点において、むしろ積極的に評価すべきものだと言うべきだろう。

IV おわりに

以上のように、『万国公法』1巻と底本『国際法原理』第6版(1855)1部との比較分析から、丁隴良が、漢訳の作業に当たり、様々な手法を駆使し、原書における国際法知識を中国人読者に分かりやすく伝えようとしていたことが分かる。そして彼自身は、完成した『万国公法』の出来に満足し、自信を感じていたことが、いくつかの記録に残されている¹¹⁰⁾。

彼は、『万国公法』の「凡例」の中で、自らの翻訳方針を示すものとして次のように述べている。

「訳者はこれ精義のみを求め、敢えて自らの意見を伴わせることをせず。原書にある条例をすべて収録し、ただ引証が繁冗になるところを、少々削減を施したのみである。」¹¹¹⁾

彼のこうした自己評価は、果たして正当であると言えるのだろうか。

この記述の後半部で述べられている内容は、つまり「原書にある条例をすべて収録し、ただ引証が繁冗になるところを、少々削減を施した」という点が、ほぼ

109) この箇所について、ジャン、前掲、394頁においても翻訳の不当性が指摘されている。

110) 例えば、Martin, Translator's Preface, p. 3, 『万国公法』1巻、idem, *A Cycle of Cathay*, pp. 234-235 などがある。

111) 「凡例」1頁、『万国公法』1巻。

その通り実現できていると思われることは、本稿で述べてきた比較検証を通じても明らかだと言えよう。丁韞良が、原文に対して、翻訳困難な言葉を省略したり、中国読者が特に関心を持たないだろうと思われる部分を削除したりするような措置を施していることは確かだが、それはすべて原書の論述の主旨と構造を損なわない限度内に留められていた。また、漢訳『万国公法』の文章表現は、簡明さを重視する漢文体の特徴に合わせて構文を変えられた箇所こそあれ、訳者の創作によるものは何一つなく、すべて原書の中で対応の箇所が確認できるものである。さらに、原書に現れる重要な概念と用語は、漢訳の中でそれぞれに特定の訳語を振り分けられていることがほとんどあり、双方の対応関係が相当程度に明確にされている。したがって、「漢訳『万国公法』は、かなりの程度まで原典に従って忠実に訳出された」とするジャンの観点は、妥当な評価だと言えよう。

一方で、現代の翻訳学の基準からすると、『万国公法』は、訳書、特に法学の訳書に求められるような精度に達していないことはもちろんのことである。自身が国際法学者である田岡と伊藤が『万国公法』をして、忠実な訳書ではなく原著の大意を漢文に書き直したものと位置づけたのは恐らくこうした観点によるものであろう。

しかし、注意すべきは、『万国公法』成立時の中国における時代的・地理的要因から、丁韞良の翻訳作業には様々な制約条件が付されていたという点である。想像するに、彼以外の人物が作業に当たっていたとしても、それ以上の正確さはそもそも達成できなかったのではないだろうか。そこまでの基準を翻訳作品としての『万国公法』に求め、それをもとに評価を下すことは、私にはやや酷であるように思えてならない。

丁韞良の翻訳作業は、同種の、あるいは類似の翻訳事業が中国はおろか、近隣の東アジア地域では全く展開されていなかった時代において、その先駆けとなされたものである。この点から、『万国公法』については、現代的基準から見ると訳文にさまざまな不足点が存在することは認めねばならないものの、やはり単なる原文の「漢文への書き直し」や説明的解釈にとどまる、と見るべきではなく、それなりの完成度を伴った翻訳作品として理解することのほうが妥当なのではないだろうか。

次に、引用された「凡例」の前半に目を向けて、『万国公法』の思想面における忠実さを検討してみよう。すなわち、そこで丁韞良が自認しているように、原書の「精義」が得られて、かつ、「自らの意見」——無意識の誤解と意識的な曲解両方含めるが——無しにそれを正しく伝えられているのだろうか。この点を明確にするためには、二つの面からの検証が必要になる。一つは、原書『国際法原理』になく、丁韞良により漢訳に加えられたと思われる部分に彼自身による論考が含まれているかどうかについての検証であり、いまひとつは、原書にある原文の精髓が如実に訳出されているかどうか、漢訳文に表される事項が原作者の観点に合致しているのかどうかについての検証である。

まず、前文の分析から分かるように、丁韞良が漢訳作業に当たり実際に『万国公法』の中に添加したものは、次の三つしかない。即ち、原書と原作者、および漢訳成立の経緯を簡単に紹介した「凡例」、東西半球の地図および世界地理を説明する短文、そして、本文の中に挿入された訳註である。前二者は、ともに、実際に発生した事件や客観的な状況に関する簡略な記述に過ぎず、事実と著しい差異が存在しない限り、ミスリードの余地がほぼ存在しない。また、残る訳註に関しては、本稿においていくつかの個別事例を挙げて見てきた通り、訳文に比べ分量が相当に少ない上、特別な用語に対する簡明な紹介を内容とするものであるため、多少の誤解——それは現代の感覚から見ると許容範囲を超えるほどのものかもしれないが——が存在するとしても、自らの独自の論考を挟み入れた、と評価することには当たらないだろう。つまり、丁韞良の判断で『万国公法』に加えられたこれら3者は、すべて原書に対する読者の理解の促進を目的とするものであって、その目的設定を超え、訳者自身の考えを交えることで原書の伝える内容や思想を歪めるような結果をもたらすようなものではなかった、と評価すべきである。

また、『万国公法』の訳文は原書の精髓を如実に訳出したものといえるのだろうか、原作者の思想を誤解または曲解しているのではないか、という点については、住吉など日本の研究者による、『万国公法』の中で原書『国際法原理』よりも相当に自然法を強調する傾向が見られる、という指摘に触れないわけにはいくまい。こうした指摘には、果たして妥当性があるのだろうか。

本稿における結論としては、そのような観点にはさほどの妥当性がない、ということになる。『万国公法』1巻の訳文と原書『国際法原理』1部の原文を対照する限り、米国出身で長老会宣教師を務めていた丁韞良個人が自然法への強い志向を抱き、それを『万国公法』の中に表したと見るよりは、むしろ、丁韞良と漢訳作業に当たったグループが、原書で述べられている知識と学説をより容易に中国の読者たちに理解してもらうために、中国文化に既存する概念と用語を援用して説明したものである、と解する方が理に適っていると思われる。自然法的傾向に関する指摘は、推測ではあるが、たまたま、中国伝統の思想の中で支配的な地位を保ち続けた儒家と、重要な地位を占めてきた道家の思想に含まれる諸観念が西洋の自然法の観念とある種の相似性を呈するため、前述のように説明概念としてそれら中国の伝統思想を用いた漢訳『万国公法』が、日本人の国際法研究者にとってはあたかも西洋的自然法観念への志向が強いように見えたのではないかとと思われる。これについては、『万国公法』に関する中国人の研究からはそうした指摘がほとんどなされていないことが、一つの傍証となっていると考えることもできよう¹¹²⁾。

ただし、原書『国際法原理』よりは自然法への志向が強調されている、という点を否定するとしても、『万国公法』が中国の伝統的な観念や用語を援用して論述を行う手法を取り入れていることは疑う余地がない事実である。そのような手法が採用されたことにより、原書に含まれていた見解や思想が、果たして忠実に中国の読者たちに伝えられたといえるのかどうかは評価の分かれるところである。

一方において、翻訳とは読者にとってなじみのない言語によって書かれた内容をなじみのある言語に書き換えることであり、漢訳の際に中国の伝統文化に既存する観念と用語を借用することは、中国人読者の理解を容易なものとするためには避けては通れない技法の一つであった。

しかし他方において、西洋に起源を持つ思想と精神を伝えるために、全く異種

112) ただし、この点は、中国における国際法の受容を研究対象とする中国人学者にとっては、国際法受容初期において受容したのは「国際法」だったのか「自然法」だったのかという議論にはさほど関心が持たれなかったことから来ているのかもしれない。また、住吉はその原因について異なる見解を提示している。注49)を参照のこと。

の東洋の観念と用語を取り入れることは、程度を越えた場合には読者の理解を促進するどころか誤解さえ与える恐れがある。19世紀という東西両文明が本格的な接触を経験した初期の時代において、2種の世界観がいわば衝突する状況にあっては、伝えることと忠実さを保つこととを両立させる困難さは相当のものがあつたと考えるべきであろう。

そもそも、これらのことは別に『万国公法』に限られた話ではなく、西周や福沢諭吉に代表されるように、江戸末期から明治期にかけて西洋文化を「翻訳」する作業に当たった日本人たちにとっても重要な命題であつた。箕作麟祥によるコード・シヴィル翻訳作業における「民権」概念を巡る論争一つをとっても分かるように、「誤訳もまた妨げず、ただ速訳せよ」という姿勢は必ずしも有益な結果をもたらすことには繋がらないが、しかし両者が真の意味で「理解し合う」ことを待っていたのでは翻訳など到底できるものではない。

既述のように、『万国公法』は、東アジアにおいて初めてこの問題に正面から取り組んだ業績の一つである。それゆえ、この翻訳本は、異なる言語を繋げる訳書、という本来の意義を超え、二つの、全く異なる世界観を融合する媒介という重い役割を負わされることとなった。それでも、丁隴良と中国人協力者たちは、この任務に様々な工夫をもって立ち向かつた。彼らが、それぞれが交替で訳文を検証し、練り上げるという形で漢訳作業を進行させたことは既に述べた通りである。ここでは、単に西洋由来のものを東洋的概念を用いて説明することに止まるのではなく、西洋と東洋、双方から互いに向けて、懸隔に架橋する試みが行われているのである。

彼らのこうした試みは、果たして成功したといえるのだろうか。残念ながら、これについて判断を下すことは、現時点では筆者の能力を超えた大き過ぎる問題であり、本稿の主旨からも外れている。それでも、本稿において解明してきた丁隴良の翻訳手法の実態は、この問題を考える上でも、またさらに広く、東アジアにおける国際法受容の歴史全体を考察するに当たっても、判断材料の一つとして考えられるべきものである。今回得られた知見が、今後の当分野における諸研究の発展・充実に少しでも寄与することを願いつつ、本稿を閉じたいと思う。